

令和4・5年度 後期高齢者医療保険料率について

1. 保険料

年度	均等割	所得割率	一人当たり保険料額
令和2・3年度	44,100円	8.72%	101,053円
令和4・5年度	46,400円	9.49%	104,842円
対2・3年度比	2,300円	0.77ポイント	3,789円

2. 保険料抑制のための対策

(1) 特別対策の継続

①保険料抑制のための4項目

審査支払手数料・財政安定化基金拠出金・保険料未収金補填分・  
 葬祭費の特別対策の継続

②東京都高齢者医療広域連合独自の所得割軽減（50%・25%軽減）の継続

3. 保険料算定基礎数値等

(1) 給付費の伸び

令和4・5年度の一人当たりの給付費の伸び率を0.78%とした

(2) 被保険者数の推移

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1,567,275	1,584,039	1,594,000	1,664,000	1,730,000
増減	1.07%	0.63%	4.39%	3.97%

(3) 後期高齢者負担率の上昇

厚生労働省通知により11.72%と設定（令和2・3年度 11.42%）

※一人当たりの平均保険料の増額3,789円のうち2,856円が後期高齢者負担率の  
 引き上げによるもの

(4) 窓口負担2割実施の影響

令和4年10月から窓口負担2割負担が導入されることから、医療給付費は2年間で約147億円が削減されると推計 平均保険料額600円の引き下げ効果

#### 4. 保険料年度推移

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	37,800円	37,800円	40,100円	42,200円
増減額	—	0円	2,300円	2,100円
所得割額	6.56%	7.18%	8.19%	8.98%
増減ポイント	—	0.59p	1.01p	0.79p
平均保険料額	89,300円	88,439円	94,460円	97,098円
増減額	—	△861円	6,021円	2,638円

	平成28・29年度	平成30・31年度	令和2・3年度	令和4・5年度
均等割額	42,400円	43,300円	44,100円	46,400円
増減額	200円	900円	800円	2,300円
所得割額	9.07%	8.80%	8.72%	9.49%
増減ポイント	0.09p	△0.27p	△0.08p	0.77p
平均保険料額	95,429円	97,127円	101,053円	104,842円
増減額	△1,669円	1,698円	3,926円	3,789円

参考：

収入別保険料例

※単身世帯で収入が年金収入のみの場合

公的年金等収入額	令和2・3年度	令和4・5年度	増減	増減率
80万円	13,200	13,900	700	5.3%
	均等割7割軽減			
168万円	令和3 19,700	21,000	1,300	6.6%
	均等割7割軽減・均等割5割軽減			
173万円	35,100	37,400	2,300	6.6%
	均等割5割軽減・所得割2.5割軽減			
196万円	59,500	64,000	4,500	7.6%
	均等割5割軽減			
220万円	93,800	100,700	6,900	7.5%
	均等割2割軽減			
240万円	119,900	128,900	9,000	7.5%
300万円	172,200	185,900	13,700	8.0%